

○鯖江・丹生消防組合の経費支弁に関する協定

平成30年7月25日

鯖江・丹生消防組合(以下「組合」という。)と鯖江市、越前町(以下「関係市町」という。)は、経費支弁にかかる分担金について、次のとおり協定する。

(共通経費の分担金)

第1条 関係市町の経費の分担金は、次条に掲げるものを除き、当該年度の消防費に係る基準財政需要額の比率により算定し負担するものとする。

2 前項の比率は2020年度から適用するものとし、2018年度および2019年度は次の表に定めるところにより算出し負担するものとする。

年度	区分	割合	算定の基礎
2018	基準財政需要額割	80／100	当該年度の消防費に係る基準財政需要額の比率
	人口割	20／100	直近の国勢調査による人口の比率
2019	基準財政需要額割	90／100	当該年度の消防費に係る基準財政需要額の比率
	人口割	10／100	直近の国勢調査による人口の比率

(特別経費の分担金)

第2条 次に掲げる経費は、当該関係市町の負担とする。

- (1) 消防団の報酬、手当、消防自動車、小型動力ポンプおよび機械器具の購入ならびにこれらを収納する建築物その他消防団に係る全ての経費
- (2) 消防本部、消防署、分署、分遣所の新築および増改築(100万円未満の増改築、補修は除く。)に要する経費ならびに当該施設の用に供する土地または借地権の取得および土地の造成に必要な経費(消防本部、消防署、分署、分遣所の建物に付随しない備品、施設は共通経費とする。)
- (3) 防火水槽および指定消防水利ならびに消火栓の設置、補修に関する経費
- (4) 自衛消防組織の施設、機械器具に要する経費
- (5) 水防費に係る経費
- (6) 特別経費負担の事業に係る組合債の元利償還金、ただし2016年度から2017年度実施までの施設整備事業に係る組合債の元利償還金は除く。
- (7) 防火協会の補助金等

(分担金の通知および納入)

第3条 分担金の額は、予算成立後速やかに組合から関係市町あてに通知するものとする。

2 当初予算に係る分担金は、6回に分割し関係市町より組合へ納付するものとする。

3 補正予算に係る分担金は、前項に準じ納付するものとする。ただし、年度末補正予算に係る分担金は、当該会計年度内に速やかに納付するものとする。

(歳計剰余金の処理)

第4条 各年度歳計剰余金は、翌年度へ繰越すものとする。

附 則

1 この協定は、協定締結の日から2027年3月31日までの間適用することとし、その後については関係市町で協議して決定する。

2 この協定により難い事項または疑義ある事項については、その都度関係市町が協議により決定する。

本協定成立の証として、協定書3通を作成し、関係者押印の上各1通を保有する。

2018年7月25日

鯖江・丹生消防組合
管理者 牧野百男
鯖江市長 牧野百男
越前町長 内藤俊三